

春日部市条例第 35 号

春日部市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 18 日

春日部市長

石谷 弘

春日部市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

春日部市認可地縁団体印鑑条例（平成17年条例第23号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(登録資格) 第2条 (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号） <u>第18条の3第1項第6号</u> に規定する職務代行者 (印鑑の登録) 第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る申請書の記載事項と当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則 <u>第18条の3第1項</u> の規定により作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項とを照合し、適正であると認めたときは、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「登録原票」という。）を作成し、認可地縁団体印鑑を登録するものとする。	(登録資格) 第2条 (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号） <u>第19条第1項第1号へ</u> に規定する職務代行者 (印鑑の登録) 第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る申請書の記載事項と当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則 <u>第21条第2項</u> の規定により作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項とを照合し、適正であると認めたときは、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「登録原票」という。）を作成し、認可地縁団体印鑑を登録するものとする。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。